

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備と担い手確保対策の強化を求める意見書

民生委員・児童委員は、制度創設から100年を超え、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきた。

昨今においては、高齢化の進行や世帯構造の変化に加え、住民が直面する生活課題、福祉課題も多様化、深刻化しており、その相談支援に当たる民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きくなっている。

民生委員・児童委員は、非常勤特別職の地方公務員であり、交通費や通信費などに充てべきものとして、地方公共団体から活動費が支給されているが、民生委員法第10条において給与は支給しないと定められている。経済的な負担の増加を踏まえ、厚生労働省が設置した民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会が平成26年4月に取りまとめた報告書では、活動環境の整備に向けて、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきであると明記され、令和2年度にも、国は地方交付税基準財政需要額の算定単価を増額したところである。

そのような活動環境の整備が行われたにもかかわらず、民生委員・児童委員の活動量の増加のため負担感が高まっており、多くの地域でその選任が困難となっている。厚生労働省によると、令和4年度民生委員・児童委員の一斉改選では全国で1万5191人の欠員が生じるなど、近年、民生委員・児童委員の充足率は減少傾向となっており、活動環境のさらなる整備とともに、担い手の確保が全国的な課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、活動費に係る財政措置の強化や負担軽減に資する取組の充実など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備のさらなる推進を図るとともに、担い手確保に向けた抜本的な対策を検討し、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月4日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		